

英国税務会計史(2)

矢 内 一 好

目 次

はじめに

- 1 19世紀における所得税の展開の概要
- 2 1842年法
- 3 1853年新所得税法（グラッドストーンの新所得税法）
- 4 1878年関税及び内国税法（Customs and Inland Revenue Act of 1878）
- 5 法人の利益に係る1883年の判決
- 6 英国会社法等と会計関連規定
- 7 配当に係る判例

はじめに

1792年のフランス革命以降の混乱期にナポレオンが台頭し、1815年6月のワーテルローの戦いでナポレオンが敗れるまでの間、英国とフランスは戦争状態（いわゆるナポレオン戦争）にあった。この間の戦争による財政需要が英国において所得税を創設させたのである¹⁾。前稿（英国税務会計史(1)）は、1799年ピットの所得税、1802年の所得税廃止、そして、1803年の所得税再導入（アディントン所得税）によるシェジュール制と源泉徴収制の採用までを検討の対象とした。

1) フランスは、所得税の導入が遅く、その創設は1914年である（汐見三郎・佐伯玄洞・柏井象雄・伊藤武夫著『各国所得税制論』有斐閣 1934年 155頁）。

このように戦費調達目的で導入された所得税は、ナポレオン戦争が終結した翌年の1816年に廃止され、1842年にピール (Robert Peel)²⁾により、3年の臨時税としての所得税が再導入されたが、景気の悪化と1853年に始まったクリミア戦争³⁾による財政需要により所得税が廃止されず、その後、恒久税として発展するのである。

本稿は、1842年にピール第2次内閣による所得税の再導入（以下「1842年法」という。）以降の時期を対象とするが、検討の対象は、英国の所得税法における法人課税であり、法人課税における課税所得計算と企業会計の関連である。さらに、19世紀中頃以降は、英国において会社法の整備⁴⁾が進むと共に、監査制度等⁵⁾の発展のあった時代である。本稿における時代

- 2) ロバート・ピールは、1834年から1835年に第1次内閣、1841年から1846年に第2次内閣を組閣している。所得税の再導入はこの第2次内閣の時期である。
- 3) 1853年から1856年までの間、英仏、オスマン帝国及びイタリアにあったサツデーニャ王国の同盟軍がロシアとクリミア半島を中心として戦った戦争である。
- 4) 英国における会社法の沿革の概要は次の通りである（参照：大隅健一郎『新版 株式会社法変遷論』有斐閣 1987年 75-88頁、星川長七『英国会社法序説』勁草書房 1963年 第5章、第6章）。
 - ① 1720年泡沫会社法 (Bubble Act)
 - ② 1825年泡沫会社法廃止
 - ③ 1844年：「登記法」の成立によりこれまでの特許主義から準則主義に移行
 - ④ 1855年：「有限責任法 (Limited Liability Act)」
 - ⑤ 1856年：「会社法 (the Joint Stock Company Act)」
 - ⑥ 1862年：「会社法 (Companies Act)」
- 5) 英国における職業会計士の協会設立は、次の通りである（参照：山榊忠恕『監査制度の展開』有斐閣 1961年 37-39頁）。
 - ① 1853年：スコットランドのエジンバラに英国最初の会計士協会が設立された。
 - ② 1870年：イングランド（リバプール）に協会設立。

区分は、1842年法から19世紀末までである。

1 19世紀における所得税の展開の概要

(1) 3区分説

1842年のピールの所得税以降の19世紀における所得税の英国における展開について、土生芳人氏は3つの時期に分けてその特徴を述べている⁶⁾。

第1期は、1842年から1870年代中頃までの間で、所得税が臨時税とみなされていた時代である。

第2期は、1870年代中頃から1880年代までの間で、所得税が臨時税から恒久税に移行した時代である。

第3期は、1890年代から世紀末までの間で、所得税が恒久税として定着し、財源としての重要性が認識され、財政上の地位が高まってきた時期である。

ピールの所得税以降から世紀末までの間に、1853年にアパディーン連立内閣の蔵相であったグラッドストーン (Gladstone, William Ewart) が新所得税法の制定を行うが、彼は、その後、以下のように4次にわたり英国首相として内閣を組閣している。

- ① 第1次内閣：1862年12月～1874年2月
- ② 第2次内閣：1880年4月～1885年6月
- ③ 第3次内閣：1886年2月～1886年7月
- ④ 第4次内閣：1892年8月～1894年3月

③ 1870年：ロンドンに協会設立。

また、会計士の機関誌としてアカウントント (Accountant: a medium of communication between accountants in all parts of the United Kingdom) が1874年に創刊されている。

6) 土生芳人「19世紀末期におけるイギリス所得税の発展」『政治学と経済学の諸問題』所収 岡山大学法経学会編集 1959年 191-193頁。

グラッドストーンは、所得税を恒久税とすることに終始反対していた⁷⁾。しかし、反対する理由として、米国のように憲法上の規定との抵触という法律上の問題ではなく⁸⁾、あくまでも財政上の観点が重視されている。

(2) ピール所得税以降の所得税制の変遷⁹⁾

イ 第1期 (1842年から1870年代中頃)

前出の土生氏の3区分説に基づけば、1842年のピールの所得税から1870年中頃までの第1期中に成立した所得税法は次の通りである。

- ① Income Tax Act of 1842 (5 & 6 Vict. c.35) (1842年法：ピールの所得税)
- ② Income Tax (Foreign Dividends) Act, 1842 (5 & 6 Vict. c.80)
- ③ Income Tax Act of 1851 (14 & 15 Vict. c.12)
- ④ Income Tax Act of 1853 (16 & 17 Vict. c.34) (グラッドストーンの新所得税法)
- ⑤ Income Tax (Insurance) Act of 1853 (16 & 17 Vict. c.91)
- ⑥ Income Tax Act of 1854 (17 & 18 Vict. c.24)
- ⑦ Income Tax (Insurance) Act of 1855 (18 & 19 Vict. c.35)
- ⑧ Taxes Act, 1856 (19 & 20 Vict. c.80)
- ⑨ Income Tax Act of 1859 (22 & 23 Vict. c.18)

7) 同上 191頁。また、小山教授は、19世紀後半は「グラッドストーンの時代」として特徴づけられる、と述べている(小山廣和『税財政と憲法』有信堂高文社 2003年 170頁)。

8) 米国では、1895年のポロック事案に対する最高裁判決が所得税に対する違憲判決を出したことで、1913年の憲法修正第16条の成立までの間、所得税の導入ができなかった(矢内一好『米国税務会計史』中央大学出版部 2011年 59頁)。

9) Chitty's statements of practical utility, Vol. 11. Sweet & Maxwell, 1912, pp. 23-187.

- ⑩ Income Tax Act of 1860 (22 & 23 Vict. c.18)
- ⑪ Revenue Act of 1863 (26 & 27 Vict. c.33)
- ⑫ Revenue Act, 1864 (27 & 28 Vict. c.35)
- ⑬ Revenue Act, 1865 (28 & 29 Vict. c.30, s.6)
- ⑭ Revenue Act, 1866 (29 & 30 Vict. c.36, ss.8,9)
- ⑮ Income Tax Assessment Act, 1870 (33 & 34 Vict. c.4)
- ⑯ Customs and Inland Revenue Act, 1873 (36 & 37 Vict. c.18)
- ⑰ Customs and Inland Revenue Act, 1874 (37 & 38 Vict. c.16)

ロ 第2期 (1870年代中頃から1880年代)

第2期に成立した所得税法は次の通りである。

- 2-① Customs and Inland Revenue Act of 1876 (39 & 40 Vict. c.16 s.8)
- 2-② Customs and Inland Revenue Act of 1878 (41 & 42 Vict. c.15 s.12)
- 2-③ Taxes Management Act, 1880 (43 & 44 Vict. c.19 ss.5, 21,86)
- 2-④ Customs and Inland Revenue Act, 1881 (44 & 45 Vict. c.12 s.23)
- 2-⑤ Customs and Inland Revenue Act, 1885 (48 & 49 Vict. c.51 s.18)
- 2-⑥ Customs and Inland Revenue Act, 1887 (50 & 51 Vict. c.51 ss.11, 26)
- 2-⑦ Customs and Inland Revenue Act, 1888 (51 & 52 Vict. c.8 s.24)
- 2-⑧ Revenue Act, 1889 (52 & 53 Vict. c.42 ss.10,12)

ハ 第3期 (1890年代から世紀末まで)

第3期に成立した所得税法は次の通りである。

- 3-① Customs and Inland Revenue Act, 1890 (53 & 54 Vict. c.8 ss. 23, 24)
- 3-② Trade Union Act, 1893 (56 & 57 Vict. c.2)
- 3-③ Finance Act of 1894 (57 & 58 Vict. c.30 ss.33-38)
- 3-④ Finance Act, 1895 (58 & 59 Vict. c.16 Part III)

3-⑤ Finance Act, 1896 (59 & 60 Vict. c.28 Part V. ss.25-30)

3-⑥ Finance Act, 1897 (60 & 61 Vict. c.24 ss.4, 5)

3-⑦ Finance Act, 1898 (61 & 62 Vict. c.10 Part III. ss.7-11)

3-⑧ Finance Act, 1899 (62 & 63 Vict. c.9, Part III)

2 1842年法

(1) 概 要

1842年に所得税が再導入された背景としては、財政赤字の克服等が原因であったが、ピール自身もともと所得税導入に反対していたことから、適用期間を3年に限定したものであった¹⁰⁾。

1842年法は、1842年6月22日に成立し、その適用期間は、1842年4月6日から1845年4月5日までの3年間である。

全体は、193条から構成され、所得区分は、シェジュールA、シェジュールB、シェジュールC、シェジュールD、シェジュールEの5分類である¹¹⁾。

シェジュールAに係る規定は、1842年法第60条以降にあるが、土地、家屋、相続した不動産等、世襲した財産等についての不動産収入、賃貸していない場合は、賃貸したと仮定した場合の収入相当額が課税対象となる。

シェジュールBに係る規定は、1842年法第63条以降にあるが、土地を占有している農民等（借地農）に係る収入が課税対象となる。

シェジュールCに係る規定は、1842年法第88条以降にあるが、利子、配当等に係る所得が課税対象となる。

シェジュールDに係る規定は、1842年法第100条以降にあるが、主とし

10) 佐藤進『近代税制の成立過程』東京大学出版会 1965年 162頁。

11) 1842年法は、1806年法を再製したものといわれている (Sabine, B. E. V., A short history of Taxation, Butterworths 1980, p. 123)。

て、商業或いは製造業等から生じる所得が課税対象となる。

スケジュールEに係る規定は、1842年法第146条以降にあるが、給与、報酬の課税である。

なお、税率は、1ポンド当たり7ペンス(約3%)の単一税率であるが、その後、財政状態が悪化した段階で税率の引き上げが行われている。

(2) シェジュールDに係る規定

1803年所得税法(以下「1803年法」という。)と1842年法のスケジュールDに係る規定を比較すると、1803年法第84条は、次のような6つの形態に分けて規定している。

- ① 商業又は製造業の課税
- ② 自由職業所得の課税
- ③ シェジュールAで課税されない評価が不明瞭な財産に係る所得
- ④ アイルランド等の株式からの所得
- ⑤ アイルランド等において生じた自由職業所得の課税
- ⑥ その他の利益に対する課税

1842年法第100条では、6つの形態に分ける点では1803年法と同じであるが、1842年法では、特に本稿と関連の深い上記①、②の規定の内容が改正されている。

1842年法の形態1のルール1の前段部分は、1803年法と同じである。前段部分において利益金額は前3年間の平均として計算されることを規定しているが、後段部分では、その3年の期間中或いは申告年分の設立或いは開業の場合、前者の場合は1年をベースにし、後者の場合はスケジュールDの第6ケースのルールを準用することになっている。

形態1のルール3は控除できない項目に関する規定である。このルール3も前段部分は、1803年法と同じであり、事業用設備の修繕費用等は控除

できないこと及び事業に使用する道具等の修繕費の控除は、前3年間の平均額を上限とすることが規定されている。後段部分は、1842年法の改正部分であり、事業に関連のない損失、資本取引に係るもの、設備に係る資本的支出等の規定が増えている。

3 1853年新所得税法（グラッドストーンの新所得税法）

1853年新所得税法（以下「1853年法」という。）は、1853年6月28日に成立し、全59条から構成されている。

スケジュールDに係る規定に関して、1842年法の規定と比較すると、1842年法では、グレート・ブリテン（Great Britain）に居住する者という文言であったが、1853年法では、その地域がユナイテッド・キングダム（United Kingdom）¹²⁾に拡張されている他に、条文（1853年法2条）の文言自体も一部修正されている。

商業上の年次利益或いは利得については、英国に居住する者（person）に対して、その財産等の所在地にかかわらず全てを英国において課税し、自由職業所得についても、英国に居住する者について、その役務提供地にかかわらず全てを英国において課税することを定めている。

英国に居住しない者については、英国国内における財産及び役務提供から生じた所得に対して課税する。そして、他のスケジュールで課税対象とならない利子等について、このスケジュールで課税することを定めている。なお、この非居住者に係る規定は、1842年法にも同様のものがある。

12) グレート・ブリテンは、イングランド、ウエールズ、スコットランドを含み、1800年に成立した連合法（The Act of Union 1800）により、連合王国（United Kingdom）となっている。

4 1878年関税及び内国税法 (Customs and Inland Revenue Act of 1878)

(1) 減価償却に関する規定

1878年関税及び内国税法(以下「1878年法」という。)は、同法12条に、減価償却に関する規定を初めて設けたのである。

減価償却の対象となる資産は、機械及び設備 (machinery or plant) であり、企業活動に使用されて摩損 (wear) 或いは破損 (tear) した場合、その価値の減少として合理的な金額を控除することが認められていた。

(2) 減価償却に関する1876年の判例

1878年法の直前に出された判例¹³⁾について、ここで検討を行うことで、当時の減価償却に関する問題点を探ることとする。

適用対象となった条文は、1842年法第100条のケース I, ルール 3 である。対象となった事業年度は、1874-1875年であり、その年分に行った課税当局の賦課決定が訴えの対象であり、納税義務者は、製鉄業を営むアンドリュー・ハンディサイド社 (Andrew Handyside & Co.: 以下「H社」という。) である。

H社は、建物、固定設備及び機械に関する減価償却を請求したが認められなかった。その理由の1つは、1842年法第159条に同法に規定のない控除を認めないと定められていたからである。

(3) 1878年法第12条適用に関する1880年の判決

1878年法により機械及び設備とその適用範囲は限定されているとはい

13) Forder v. Handyside (1876), 1 Ex. D 233.

え、所得税法において減価償却費の控除が認められたのである。

カレンドニアン鉄道会社事案¹⁴⁾は、その適用となる所得税法が1878年法第12条である。1880年11月の判決では、資産の価値の下落の有無が争点となり、本事案では第12条にある価値の減少がないと課税当局が判断を下した。その理由は、減耗により生じる損失に見合うだけの修繕及び改良の金額の控除があるとしている。また、課税当局は、修繕を要しない新設備に対する減価償却をも認めていない。判決では、会社側の訴えは認められなかった。

(4) 1878年法第12条適用に関する1894年3月の判決

バーンリー船会社事案¹⁵⁾は、前出のカレンドニアン鉄道会社事案と同様に、1878年法第12条の適用に関して、資産の価値の下落の有無を争点とした1894年7月の判決である。会社は、所有船舶の減耗による減価償却とこれとは別に陳腐化及び市場価値の下落による船舶の収益能力の損失を要求した。

判決では、船舶の減価償却は課税当局の計算を認めたが、それ以外の損失等に関する請求を棄却した。

(5) 1878年法第12条適用に関する1899年の判決

キューナード汽船事案¹⁶⁾は、1878年法第12条の文言であるその事業年度中 (during the year) の解釈が争点の事案である。対象年分は、1897-1898年である。

同社の対象年分前3年間の減価償却前の利益は次の通りである。

14) Calendonian Railway v. Banks (Surveyor of Taxes) (1880), 1 TC 487.

15) Burnley Steamship Company f. Aikin (Surveyor of Taxes) (1894), 3 TC 275.

16) Cunard Steam Ship Company v. Coulson (1899), 1 QB 865.

(減価償却前の利益金額) (減価償却費の控除額)

① 1894年 :	87,492 (ポンド)	137,173 (ポンド)
② 1895年 :	138,912 (ポンド)	135,790 (ポンド)
③ 1896年 :	241,195 (ポンド)	130,486 (ポンド)
(3年間計)	467,599 (ポンド)	
(年平均額)	155,866 (ポンド)	

以上の結果、課税当局の計算では、1897-1898年分の利益は、25,380ポンド (155,866 - 130,486) である。

これに対して、会社側の計算は、上記①から③までの減価償却前の利益金額の合計額である467,599ポンドから3年間の減価償却費の控除額の合計額403,449ポンドを差し引くと、64,150ポンドとなり、3年間の平均額は21,383ポンドとなると主張した。

判決は、課税当局の計算を支持したのである。すなわち、会社側が主張したように、3年間の平均額ではなく、その年分中の意義は、3年間の減価償却前の利益金額の平均額から、前年度の減価償却費の控除額を差し引いて計算するということであった。

(6) 1878年法第12条適用に関する1899年6月の判決

Leith, Hull, and Hamburg Steam Packet Company 事案¹⁷⁾は、1842年法の適用により、1893年から1895年末までの3年間の利益の平均金額により、1896年4月～1897年4月の事業年度を算定し、1878年法第12条適用により、当該年分における船舶の価値の減少を示す合理的な控除金額を差し引くことについては、原告と課税当局間において争いはない。

この事案は、課税当局が賦課決定を行う際に使用した計算が妥当である

17) Leith, Hull and Hamburg Steam Packet Company v. Musgrave (Surveyor of Taxes) (1899), 4 TC 80.

かどうかが争点となったものである。

(7) 1878年法第12条適用に関する1900年の判決

British India Steam Navigation Company, Limited (以下「BI社」という。) 事案¹⁸⁾は、課税当局の使用した年6%の償却率が過少であるとして争点となったものである。対象年分は、1896年4月5日までの年分と、1897年4月5日までの年分である。

裁判において、BI社は、1871年から1894年までの間年率9%により減価償却を行っていたとしている¹⁹⁾。

(8) 小 括

1842年法に基づいたスケジュールDの利益計算は、前3年の平均金額により算定されるもので、その計算過程は、キューナード汽船事案で明らかである。

所得税法上の減価償却については、1878年法第12条が初めての規定であるが、減価償却資産を多く所有する鉄道会社或いは船会社等では、このような法律上の規定の有無にかかわらず、様々な方法等により減価償却が行われていたのである。以下では、当時の会社における会計等の状況を考慮することで、19世紀後半の所得税とそれを取り巻く諸条件等を考察する。

18) British India Steam Navigation Company, Limited, v. Leslie (Surveyor of Taxes) (1900) 4 TC 257, 17 TLR 104.

19) 1830年から1870年の間に鉄道会社の会計を論じているポリンズの論文 (Harold Pollins, "Aspects of Railway Accounting Before 1868" in A. C. Littleton and B. S. Yamey, ed, Studies in the History of Accounting, Arno 1978, pp.332-355) によれば、この時期には、鉄道会社の経営者と会計担当者に対する詳細なガイドラインはなく、実務上では様々な減価償却方法が採られていた (Harold Pollins, *ibid.*, p. 343)。

5 法人の利益に係る1883年の判決

米国の税務会計史では、所得税導入時期の20世紀前半において、所得 (income) 概念をめぐる議論が訴訟等の場で行われている。その代表的な判決が1920年のマコンバー事案の最高裁判決である²⁰⁾。

これに対して、英国の所得税法である1842年法のシェジュールDでは、「年間の利益 (profits) 又は利得 (gains)」という文言があり、Mersey Docks and Harbour Board 事案 (以下「MDHB 社事案」という。) は²¹⁾、この同法における利益の意義が争われた訴訟がある。

MDHB 社は、1857年に議会在が制定した私法律 (Mersey Docks and Harbour Act 1857) によりリバプール (Liverpool) とバーケンヘッド (Birkenhead) に所在するドックを併合するために同法により設立された会社である。そして、同法により、ある公益信託がその管理支配の権限を付与されたのである²²⁾。

1873年制定された所得税²³⁾では、1873年4月6日以降開始される事業年度について、シェジュールA及びCにより課税対象となる旨規定された財産、利益そして利得について、1.25%の税率²⁴⁾である。本事案において主

20) マコンバー夫人は、株式配当は、憲法修正16条の意味する所得 (income) ではないと主張した (矢内一好 前掲書 82頁)。

21) 貴族院判決 (Mersey Docks and Harbour Board v. Lucas (1883), 8 App Cas 891), 控訴院判決 (Mersey Docks and Harbour Board v. Lucas (1881), 1 TC 385)。

22) www.legislation.gov.uk/ukla/1992/10/introduction/enacted (2012年8月収集)

23) Customs and Inland Revenue Act, 1873 (36 & 37 Vict. c.18).

24) 1ポンドに対して3ペンスの率で課税されるとしていることから、当時は、1ポンド=20シリング=240ペンスであったことから、1.25%と算定した。

として検討させたのは、1842年法第60条に規定されているスケジュール A・No. III の適用である。

スケジュール A は、不動産の賃貸及び土地等を所有することから生じる利益に対して課税することを規定している（1842年法第40条）。

賦課決定の計算方法は、3つに分かれている。第1分類は一般規定で、第2分類及び第3分類に含まれないものである。この第1分類における算定方法は、課税対象の年次の評価額を基礎とするのである。第2分類は借地農等からの収入であり、課税対象となる金額は、実際の収入額である。第3分類は本事案（ドック業）に適用となる項目であり、課税対象となる金額は、賦課決定年の前年に取得した利益の金額であり、その利益の金額は、そのドックの所有者において控除される支払家賃等を控除しない利益全額である²⁵⁾。なお、1842年法第60条に規定するスケジュール A の適用となる企業等である場合、スケジュール D の規定が適用となる²⁶⁾。

1883年の貴族院判決は、1881年の控訴院判決を支持しており、収入に係る費用を控除した残額である剰余金額は利益であるという判断を下している。

6 英国会社法等と会計関連規定

(1) 会社法等の沿革

税制以外に、会社計算を規制する法律は会社法である。前稿（英国税務

25) Snelling, W.E., *Income Tax and Super-Tax Practice: including a dictionary of income tax, specimen returns, tables of duty, etc.*, Sir Isaac Pitman. p. 190 (出版年数不明)。これについては次のように理解した。支払家賃の場合、支払者は源泉徴収を行い、その支払家賃を課税利益から控除しない。他方、受取家賃の側は、既に課税済み利益であることから、当該受取家賃を利益から控除する。

26) Revenue Act, 1866 (29 & 30 Vict. c.36, s.8).

会計史(1)において、述べたことと重複するが、英国における会社法の変遷を簡記すると次のようになる。

- ① 1720年：泡沫会社規制法 (Bubble Act) の成立
- ② 1844年：「登記法 (An Act for the Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companies)」(7 & 8 Vict. c.110) (以下「1844年登記法」という。)の成立。この法律により英国では準則主義に移行したのである²⁷⁾。
- ③ 1855年：「有限責任法 (An Act for Limiting the Liability of Members of certain Joint Stock companies)」(18 & 19 Vict. c. 133) (以下「1855年有限責任法」という。)により初めて社員の有限責任が認められた²⁸⁾。
- ④ 1856年：「会社法 (An Act for the Incorporation and Regulation of Joint Stock Companies and other Associations)」(19 & 20 Vict. c.47) (以下「1856年会社法」という。)は、1844年登記法及び1855年有限責任法を廃止し、これに代えて制定された²⁹⁾。
- ⑤ 1862年：「会社法 (An Act for the Incorporation, Regulation and Winding-up of Trading Companies and other Associations)」(25 & 26 Vict. c.89) (以下「1862年会社法」という。)は、英国の近代会社法成立といえる³⁰⁾。
- ⑥ 1908年：「会社総括法 (Companies Consolidation Act)」(1908 c.69) は、1862年法制定後の改正等を総括統合した³¹⁾。

27) The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, 7 & 8 VICTORIA, 1844, pp. 807-844. 大隅健一郎『新版 株式会社法変遷論』有斐閣 1987年 82頁。

28) The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, 18 & 19 VICTORIA, 1854-55, pp. 820-825. 大隅同上 83頁。

29) The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, 19 & 20 VICTORIA, 1856, pp. 170-215. 大隅同上 85頁。

30) The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, 25 & 26 VICTORIA, 1862, pp. 434-515. 大隅同上 87頁。

この時期の会社法と企業会計の関連については、リトルトン教授の『会計発達史』PART IIの第13章「株式会社の影響」、第14章「減価償却」、第15章「有限責任」³²⁾において、資本と利益の区分、配当の原資となる利益計算が焦点となることが指摘されている。また、前出の英国会社法と会計制度については、山浦久司教授の著書『英国株式会社会計制度論』³³⁾では、1844年登記法、1855年有限責任法、1856年会社法について、会計制度との関連が検討されている。また、英国のヤーメイ教授は、リトルトン教授の検討した年代よりも後に英国判例法において会社の配当についてどのような判決が出されたのかを検討している³⁴⁾。

前出の英国会社法の整備は、19世紀中頃に行われるのであるが、株式会社がめざましい発展をするのは、19世紀の最後の数十年間といわれている³⁵⁾。

(2) 1844年登記法における会計関連規定

1844年登記法第34条には会計帳簿 (Account Books) の規定、同法第35条には帳簿の締切及び貸借対照表の検査についての規定、同法第36条には取

31) 同上 87頁。1982年以降1908年までの間、会社法 (Companies Act) というタイトルの法律としては、次のものがある (タイトルの異なるものは除いてある。)。①1867年法、②1877年法、③1879年法、④1880年法、⑤1886年法、⑥1907年法、である。

32) Littleton, A.C., *Accounting Evolution to 1900*, Russell & Russell, 1966, pp. 205-248 (片野一郎訳『リトルトン会計発達史』同文館 1978年 308-370頁)。

33) 山浦久司『英国株式会社会計制度論』白桃書房 1993年 第1章。

34) Yamey, B. S., "The Case Law Relating to Company Dividends" in B. S. Yamey, ed, *Essays on the History of Accounting*, Arno 1978, pp. 428-442.

35) 土生芳人 前掲論文 196頁。また、同論文 (197頁) によれば、英国における登録会社数は、1885年で9,344社、1890年で13,323社、1895年で19,430社、1900年で29,730社と、19世紀最後の15年間に於いて会社数は約3倍になっている。

締役の貸借対照表の作成義務に係る規定がある。また、同法第38条以下は監査人に関する規定である。なお、第36条に規定のある貸借対照表については、完全かつ公正な (full and fair) 貸借対照表を作成すると規定されている。しかし、同法末に同法条文に係る細則が添付されているが、会計関連に関するものは見当たらない。

(3) 1856年会社法

1844年法登記法とは異なり、この法律では、法律の表Bに貸借対照表の様式が添付されている。この貸借対照表は、日本において使用されているものとは貸借が逆の英国式である³⁶⁾。

表Bの貸借対照表における資産項目は、会社所有の財産（不動産及び動産）、債券、現金及び投資であり、負債・資本項目は、資本金、債務、積立金及び配当原資となる損益から構成されている³⁷⁾。

1844年登記法とは異なり、1856年会社法には、最後に規則があるが、これについては、次の1862年会社法において述べることとする。

(4) 1862年会社法

この法律は、本稿で取り上げた1844年登記法、1855年有限責任法、1856年会社法等を含む既に制定された17の会社法関連法規を総括したものであり、その一覧表は、同法の第3シエジュールに掲げられている。

そして、(3)で述べたように、1856年会社法と同様に、1862年会社法の第1シエジュール・テーブルAの72から77までが配当に係る規則、78から82までが会計帳簿等に係る規則、83から94までが監査に係る規則である。ま

36) 英国式貸借対照表については、高寺貞男『会計政策と簿記の展開』（ミネルヴァ書房 1971年）の22章以下にその起源等を巡る検討が行われている。

37) この貸借対照表の様式については、山浦、前掲書28頁に引用がある。

た、様式として添付されている貸借対照表は、1856年会社法と同じものである。以下では、配当と会計帳簿等に係る規則の内容について述べる。

イ 配 当

配当についての主たる規則は、次の通りである。なお、文末の数字は、1862年会社法の第1 シェジュール・テーブルAにある規則の番号である。

- ① 取締役は、株主総会の承認を得てその持株数に応じて株主に対する配当を宣言することができる (72)。
- ② 配当は会社の事業から生じた利益 (Profits) 以外から支払うことはできない (73)。
- ③ 取締役は、配当宣言をする前に、偶発事象への対応、配当の平均化、会社の事業に関連する設備の維持管理等のために、利益を留保することができる (74)。
- ④ 取締役は、株主の会社への支払うべき金額と配当を相殺できる (75)。

ロ 会計帳簿等

会計帳簿についての主たる規定は、次の通りである。なお、文末の数字は、1862年会社法の第1 シェジュール・テーブルAにある規則の番号である。

- ① 取締役は、会社の商品在庫、現金収支の金額と摘要、会社の債権債務について、真実の会計帳簿を記帳すること。会計帳簿は本店に保管し、株主が閲覧できるようにすること (78)³⁸⁾。
- ② 取締役は、株主総会3月前までに、前年度の損益計算書 (Statement of the Income and Expenditure) を1年に少なくとも1回作成し、株主総

38) 1856年会社法テーブルBの69では、当該各勘定は、複式簿記の諸原則により、現金出納帳、仕訳帳、元帳が記帳されなければならない、と規定されており、1862年会社法の規定にはこのような規定はなく、両者は相違している。

会に提出しなければならない(79)。

- ③ 損益計算書の模範的な様式はないが、発生源泉別に区別した総収入金額 (the Amount of gross Income), 設備, 人件費及びその他の事項に関する費用を区分して総費用の金額を表示し, 年次の収入と対応する全ての費用項目は勘定記入され, 株主総会に損益の残高が示される。数年にわたり支出すべき費用が, いずれの年度において支出されている場合, その処理を行った理由を付記する必要がある(80)。
- ④ 貸借対照表は, 毎年作成され株主総会に提出される。貸借対照表に含まれるものは, 会社の財産と債務の要約であり, その様式は, 第1 シェジュール・テーブルAに添付されている(81)。

ハ 小 括

以上のイ及びロにおいて記載した事項から判明したことは, 1862年会社法において, 配当, 財務諸表等に関する基本的な事項が規定されていたことは明らかになったが, 以上の原資料の検討を踏まえて, この時期を対象とした英国会社会計に関する論文(以下「当該論文」という。)の検討を行う³⁹⁾。

1844年登記法に関する当該論文の記述は, 損益勘定の作成及び貸借対照表の様式等の特定化等の規定がないことを指摘している⁴⁰⁾。1856年会社法のテーブルB(以下「テーブルB」という。)における規則は, 会計及び監査に関して1844年登記法よりも進歩したもので, この規則は, 1862年会社法のテーブルA及びその改正されたものが, その後の総括会社法に引き継がれて1948年法に至るのである⁴¹⁾。

39) Edey, H. C. and Panitpakdi, Prot, "British Company Accounting and the Law 1844-1900" in Littleton, A.C. and Yamey, B.S., Studies in the History of Accounting, Arno Press, 1978, pp. 356-379.

40) Ibid., p. 357.

また、当該論文は、テーブルBに損益勘定の標準様式が含まれていないが、費用が1年を超えて処理する場合等、重要な規定が含まれていることを指摘している⁴²⁾。

7 配当に係る判例

この項では、英国における配当に関連する判例を検討することにより、リトルトン教授が指摘したように、株式会社制度の進展につれて株主への配当原資の確定の観点から、資本と利益の区分が行われたということに関して、実際、司法においてどのように判断されたのかを検証する。

(1) マーカンタイル社事案 (1869年判決)⁴³⁾

マーカンタイル社 (Mercantile Trading Company, Limited : 以下「M社」という。) は、1862年会社法により1863年6月に設立され、米国 (当時の米国は南北戦争中であったが、M社の交易相手は南部連合政府であった。) との交易を目的とした会社である。M社は、法定資本が150,000ポンドであったが、払込資本額は112,000ポンドであった。1862年会社法のテーブルAの規則73において、配当は会社の事業から生じた利益 (Profits) 以外から支払うことはできない、と定められているが、M社の会社定款第5条では、取締役は、会社に出資した資本について配当を支払う。それは、株主総会の決議を条件として、当該資本の5%相当の配当を支払うのに十分な会社利益が生じた場合となっていた。

M社は購入する船舶について、M社の取締役は南部連合政府と契約し、代金の3分の2を南部連合政府が負担し (その代金は綿花で払われた。), M

41) Ibid., p. 362.

42) Ibid., p. 366.

43) Re Mercantile Trading Co. (Stringer's case), 4 Ch App 475.

社は3分の1を負担することになった。船のうち何隻かについては拿捕又は沈没等があったが、交易は成功し、1864年2月末までの期間におけるM社の貸借対照表に表示された利益は、5月段階で、42,718ポンド15シリング2ペンスであった。取締役は、払込資本金112,000ポンドについて、25%の配当として28,000ポンドを支払うこととして、その配当は、5月17日の株主総会で承認された。この貸借対照表は、銀行(Agra and United Service Bank: 以下「AU銀行」)の取締役提出され会計士により検査された。その結果、配当の上限は21,000ポンドで、勘定上では5,000ポンドが既に引き出されており、取締役のストリンガー氏は配当を3,560ポンド過大に受け取っていた。

南北戦争が終了し、南部連合政府の敗退によりM社の債権は無価値となり、同社は、清算することになった。AU銀行の業務を引き継いだ銀行(Agra and Masterman's Bank)が唯一の債権者であった。清算人は、ストリンガー氏に対する配当3,560ポンドの払戻しの手続が採られた。その理由は、貸借対照表が誤っていたこと及び配当が会社の資本から支払われたことであった。貸借対照表の問題点は、南部連合政府への債権額を減額していないこと、南部連合政府への綿花の請求権は実質的に無価値であるのに計上していたこと、船舶に関する南部連合政府の保障額を前提に、3分の1の損失を計上していたこと、の3点である。

判決は、貸借対照表が誤っていないという判断をし、配当は利益から支払われたことを認めたのである。

この時期の会社配当とそれに関連する判例を研究したヤーメイ教授の論文⁴⁴⁾によれば、この判決では、会社による貸借対照表が真正な(in good faith)評価(estimate)により作成してある場合、これを裁判所が支持した、

44) Yamey, op. cit., p. 431.

と論評している。その原因としては、資本維持 (capital maintenance) のルールが当時は確立していなかったことがあげられている。

ヤーメイ教授の見解では、資本維持のルールが確立するのが、1889年の判決⁴⁵⁾であるとしている⁴⁶⁾。

(2) リー事案 (1889年) 控訴審判決⁴⁷⁾

この判決は、法律及び判例において明確ではなかった「維持すべき資本」について、新しい判断を示したことが評価されている⁴⁸⁾。

イ 事実関係

被告である Neuchatel Ashalte Co. (以下「N社」という。)は、1862年会社法により1873年7月9日に設立された。同社は、スイスのヌーシャテル州政府から瀝青炭等の採掘権を与えられた6つの会社からこれらの権利を買い取った。この採掘権は、1867年から1887年の20年間であり、1877年にこの契約は1907年まで延長されている。

N社は、設立直後の1873年7月17日の契約により、資産譲渡会社から、採掘権と全ての資産を購入し、株式により対価を支払った。N社発行の株

45) Lee V. Neuchated Ashalte Co. and others (1889), All ER. Rep. 947. なお、この事案については、Glasgow Institute of Accountants Debating Society, “Obligation of company to provide for depreciation of wasting asects before declaring devidends” The Accountant, December 14, 1889, pp. 676-682. が詳しく論じているので、後者を補完資料とする。

46) 1869年のM社判決以降、配当に関連する判決としては、1870年 (6 Ch App 104), 1882年5月 (21 Ch D 149), 1882年7月 (21 Ch D 519) 1887年 (12 App Cas 409) 等がある。

47) Lee V. Neuchated Ashalte Co. and others (1889), All ER. Rep. 947. なお、原告は、Chas. Jno. Lee という氏名の勅許会計士である (The Accountant, April 6, 1889, p. 178)。

48) Yamey, op. cit., p. 432.

式は、額面いずれも10ポンドの優先株式35,000株と普通株式80,000株で資本金としては1,150,000ポンドになったが、1,300株の優先株は資産譲渡会社の株主に分けられた。会社の定款は、取締役が鉦山等の減耗資産の償却費を控除する権限を与えたが、そのような処理を行うことを定款では強制していなかった。

N社は、1885年12月末現在、1株当たり9シリングとなる利益17,140ポンド13シリング2ペンスを取得していた⁴⁹⁾。原告の訴えは当該年度の配当を支払うことを停止することであった。その訴えの内容は、N社の採掘権は、減耗資産であり、その損失分は、32,736ポンドになっている。この損失の処理なくして配当を行う資金は会社がないというのが原告の主張である。第一審は、原告側敗訴となり、控訴したのが本裁判である。

ロ 判 決

本件については、コットン判事 (Cotton L. J.)、リンドレイ判事 (Lindley J.)、ロープス判事 (Lopes L. J.) の判決文が示されているが、いずれも原告の訴えを却下している。問題の焦点は、鉦業会社のような場合、会社の資産が減耗する場合の配当の計算方法である。

以上の裁判官による判決を検討する前に、既に明らかになっている点を整理すると、次の通りである。

- ① この判決において検討対象となる会社法は、1862年会社法である。
- ② 1862年会社法には、配当は利益から払われることが規定されているが、どのように配当原資を計算するか等の詳細に関するものはない。

49) N社は、17,140ポンドの利益を取得したが、権利更新のために留保として1,000ポンドをこの利益から差し引いており、残高16,140ポンドは、優先株主への配当の支払に充てられた。この処理における問題点は、減耗償却費の計上は行っていないことであるという指摘がある (Cf. Glasgow Institute of Accountants Debating Society, op. cit., p. 676)。

- ③ 本事案は、鉱業権に係る事案であるが、鉱業資産に関する減価償却を配当において考慮するという発想はない。

この判決において、リンドレイ判事は次のように述べている。

鉱業会社が設立されると、その資産は減耗する鉱業資源である。これらの会社は、鉱業に係る原価を上回る売上を得た場合、配当ができることになる。このように鉱業生産物を販売することはある意味で資本の減少ということにもなる。会社の資本である財産の販売から生じた資金について配当できないという仮定は誤りである。

このリンドレイ判事の判決について、ヤーメイ教授は、この判決が配当に関する新しい理論を構築したとはいえないが、会社財産の価値の減少を考慮しない実務を承認した点を評価している⁵⁰⁾。

ハ 評 釈

会計士によるこの判決に関する評価では、1862年会社法のテーブルAの79と80において、損益計算における収益と費用の対応が規定されているが、資産評価、減価償却に関する規定はないことが指摘されている⁵¹⁾。

本稿においてすでに述べたように、1878年法12条に、減価償却に関する規定を初めて設けたのであるが、その対象となる資産は、機械及び設備のみであった。このことは、会社の資産である機械及び設備以外の固定資産に関する評価を考慮していないということになる。

本判決は会社法における配当に係る判決であることから、1878年法が直接関連する事項ではないが、会計士により、減耗資産の償却が指摘されていることは、会社法及び税法における会計処理の規定よりも、会計実務がより発展したことを窺わせるものである。

(続く)

50) Yamey, *op. cit.*, p. 433.

51) Glasgow Institute of Accountants Debating Society, *op. cit.*, p. 677.